



市民による
市民のための
社会こうけん活動

宇佐市

市民後見人

養成講座

成年後見制度は、認知症や障がい等により自分で十分な判断が困難な人の意思決定を助け、生活や財産等の権利を守る制度です。

その支援の担い手として、地域住民が後見業務を担う「市民後見人を養成する講座」を開催します。

- 日時 令和6年10月5日(土) から 令和6年11月2日(土) ★毎週土曜午前中★ 令和6年9月27日まで
- 締切日 令和6年9月27日まで
- 参加費 無料
- 募集場 15名程度 宇佐市社会福祉協議会 本所



《お問合せ先》

社会福祉法人 宇佐市社会福祉協議会 成年後見支援センター
担当 和氣

〒879-0455 大分県宇佐市大字閤 437 番地

電話 0978-33-0725 FAX0978-33-0970 Mail usa11@usa-shakyo.jp

<https://usa-shakyo.jp/>



養成講座日程表

日	時 間	講義内容
10月5日 (土)	9:00 ~ 9:10	開講式
	9:10 ~ 10:00	後見制度概論
	10:00 ~ 11:00	対象者理解【高齢者の理解】
	11:00 ~ 12:00	対象者理解【障害者の理解】
10月12日 (土)	9:00 ~ 10:00	高齢者福祉と支援
	10:00 ~ 11:00	成年後見制度各論 任意後見制度
	11:00 ~ 12:00	生活保護制度
10月19日 (土)	9:00 ~ 11:00	成年後見制度各論 法定後見制度
	11:00 ~ 12:00	類似制度の理解【日常生活自立支援事業】
10月26日 (土)	9:00 ~ 10:00	民法の基礎【家族法】
	10:00 ~ 11:00	民法の基礎【財産法】
	11:00 ~ 12:00	地域包括支援センターの活動及び介護保険について
11月2日 (土)	9:00 ~ 10:00	宇佐市における成年後見制度・まとめ
	10:00 ~ 11:00	臼杵市市民後見センターの活動について
	11:00 ~ 12:00	市民後見活動について
	12:00 ~ 12:10	閉会式

■受講対象者:以下の項目全てに該当する方

- (1) 高齢者や障がい者への福祉活動に理解と熱意がある
- (2) 本講座で得た知識を活かし、地域で生活している認知症高齢者や障がい者などの意思決定が困難な方に対して権利擁護の立場から、後見支援員、そして市民後見人として活動する意思がある
- (3) 宇佐市在住者であり、65歳未満である
- (4) 原則として養成講座の全日程を受講できる
- (5) 心身ともに健康であり、民法第847条に定める欠格事由に該当していない

■申し込み方法 QRコード・URL または下記申込用紙(FAX・郵送・持参)

申込みフォーム



<https://x.gd/tRFWn>

FAX(33-0970)の方は切り取らずにそのまま送信して下さい

氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 電話番号(携帯) _____

住所 宇佐市 _____ 職業(元職業) _____

同意事項 上記受講対象者に該当する 該当しない

《アンケート》

①医療・福祉の経験を教えてください

- これまで経験がない 5年以内の経験がある
 5年以上の経験がある ボランティア等で活動している
 その他(_____)

②今回の受講の動機を教えてください

- 社会貢献のため 自分の教養を深めるため
 家族や知人の後見人になるため
 その他(_____)